

宮城県監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成25年6月25日

宮城県監査委員	安	藤	俊	威
宮城県監査委員	菅	間		進
宮城県監査委員	遊	佐	勘	左衛門
宮城県監査委員	工	藤	鏡	子

記

- 1 監査委員の報告日
平成25年3月28日
- 2 通知のあった日
平成25年5月27日
- 3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 団体名 阿武隈急行株式会社

イ 監査委員の報告の内容

期末において欠損金が認められたので、引き続き旅客収入の確保及び営業費用の縮減を図り、経営の健全化に努める必要がある。

ロ 措置の内容

会社の経営環境は、沿線人口の減少による旅客収入の減や東日本大震災により約2か月間運休したことなどにより非常に厳しい状況にある。この厳しい経営状況を踏まえ、県としては、福島県及び沿線市町とともに鉄道施設の整備・改修について支援を行ってきたが、安全輸送を維持するためには経費の削減に限りがあり、経営を改善するためには旅客収入の確保が不可欠である。このため、県は、平成23年度に設置された東北運輸局主催の「東日本大震災後の阿武隈急行線の利用促進と沿線地域の活性化を検討するためのワーキンググループ」に参画し、国、沿線自治体、会社と協力して、利用促進等の検討を行ったところである。

当ワーキンググループでの検討を踏まえて、会社は平成25年度に新しい定期券の発売や車両へのラッピング広告などを導入する予定であり、自治体としても、沿線の角田市、柴田町、丸森町が利用促進のために「運賃助成事業」を実施することから、県も当該市町に対し支援している。

また、庁内の観光部門とも連携を図り、「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」の開催に合わせて、ガイドブックに沿線の特集記事を設けるとともに、JR東日本の協力による「がんばろう宮城福島号」と題した企画列車を運行させるなど阿武隈急行の魅力在全国に発信している。

会社は長期経営計画（平成17年度～平成25年度）が満了することから、平成25年度に新たな長期経営計画を策定し、引き続き経営改善に取り組むこととしている。沿線人口の減少による利用者の減少に加え、開業当時に整備した車両が更新時期を迎えることから、会社経営はますます厳しくなることが予想される。

県としては、計画策定にあたり、福島県及び沿線市町とともに適切に指導・助言するとともに、今後の経営改善に向けた支援のあり方を検討する。

(2) 団体名 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

イ 監査委員の報告の内容

生活福祉資金貸付金償還金において、多額の滞納債権が認められたので、引き続き収納促進と適切な債権管理を図る必要がある。

ロ 措置の内容

補助金の確認検査を通して、宮城県社会福祉協議会が平成24年8月に策定した「生活福祉資金貸付金等債権管理計画」に基づいた債権管理の取組みについて確認を行った。

宮城県社会福祉協議会としても、長期滞納となっている債権について、直接、債務関係者と面談を実施し、今後の償還についての確約を取り付けるなど、適正な債権管理に努めているところであり、一時的に償還が困難となった借受人に対しては、支払い猶予制度の活用についても周知を行っている。

また、償還能力がありながら償還の実行がない借受人に対しては、弁護士の協力を得て、法的手段を取るなど償還管理体制の強化を図っているところである。

平成24年度からは、滞納債権に係る回収経費等について、国の補助事業としても強化され、滞納債権回収に係る職員の人件費等が補助対象として認められるなどしている。

今後とも、生活福祉資金貸付事業が、制度の趣旨に沿って運営が行われるよう適切に指導を継続していく。

(3) 団体名 地方独立行政法人宮城県立病院機構

イ 監査委員の報告の内容

(イ) 多額の医業未収金が認められたので、収納促進と適切な債権管理を図る必要がある。

(ロ) 医薬品（災害援助物資）において、財務諸表への一部計上漏れが認められたので、改善する必要がある。

ロ 措置の内容

(イ) 「地方独立行政法人宮城県立病院機構未収金取扱要領」に基づき、年度ごとに「未収金縮減対策実施計画」を策定し、未収金の発生防止、早期回収、法的措置も踏まえた適正な債権管理に積極的に取り組んでいるところであるが、より一層の強化を図るため、他の手法の導入も検討しながら収納促進に努めるよう指導した。

(ロ) 再発防止のため、医薬品の管理と財務処理について、確認体制を強化し、適切な会計処理に努めるよう指導した。一部計上漏れについては、平成24年度に過年度修正益として財務処理を行ったことを確認した。

(4) 団体名 公益財団法人みやぎ産業振興機構

イ 監査委員の報告の内容

機械設備貸与事業等において、延滞未収金が認められたので、引き続き収納促進と適切な債権管理を図る必要がある。

ロ 措置の内容

債務者ごとの償還能力や回収見込みを踏まえた対応策を立て、着実に実行することにより、未収金額の圧縮を図るよう指導していたところ、団体においては、平成22年度より顧問弁護士を交えた債権管理検討会議を開催し、訴訟等の法的な回収手段等を講じた結果、以下の債権回収を実行できた。

なお、平成24年度末の延滞未収金は、機械設備貸与は319,637千円、設備資金貸付は5,330千円となっている。財団では債権管理に係る各種規程の改正・制定のほか、人員体制の整備も随時行っており、今後も適切な債権管理に努めるよう、引き続き指導を行っていく。

(回収金額)

平成 22 年度 76,813 千円

平成 23 年度 96,714 千円

平成 24 年度 21,313 千円

(5) 団体名 宮城県開発株式会社

イ 監査委員の報告の内容

退職給付引当金の計上不足が認められたので、計画的な積増しが必要である。

ロ 措置の内容

監査委員の指摘を受け、団体側から退職給付引当金の引き当て状況について確認を行った。

その上で、資金繰り等の経営状況を見極めながら、必要な退職給付引当金の積み増しを適切に行うよう、団体への指導を行った。

その結果、団体の平成 24 年度決算において、退職給付引当金を退職金期末要支給額と同額になるよう引当計上が行われたことを確認した。

今後も、資金繰り等の経営状況を見極めながら定期的にヒアリングを行い、自立した企業として適切な経営が可能となるよう必要に応じて支援を行っていく。

(6) 団体名 仙台空港鉄道株式会社

イ 監査委員の報告の内容

期末において欠損金が認められたので、引き続き旅客収入の確保及び営業費用の削減を図り、経営の健全化に努める必要がある。

ロ 措置の内容

平成 23 年 10 月に上下分離を実施した結果、減価償却費の圧縮と金融機関からの長期借入金を精算し、財務構造の抜本的な改善が図られ、将来にわたって資金枯渇することなく、安定的に経営を維持できる見通しとなった。

また、平成 24 年度は、平成 23 年 9 月に当該団体が策定した改善計画における需要予測値を上回り、当初の収支見込みから経常損失は 28% (上半期) 圧縮され改善している。

さらに、平成 25 年度は仙台空港への L C C の新規就航や美田園駅前の教育・福祉複合施設の開所などにより、鉄道利用者は増加傾向にある。一方、仙台空港の旅客数は、国内線ではほぼ震災前の状況に回復したものの、東日本大震災による福島第一原発事故を背景とした風評被害や日中・日韓関係の悪化等で平成 24 年度の国際線航空旅客数が震災前の 7 割程度までしか回復していないなど、不透明な状態にある。

そのため、「改革支援プラン・行動計画」に基づき、既に実行している当面の資金繰り対策としての県転貸債利息償還繰延べとともに、鉄道利用者の増につながる仙台空港利用促進策（既存路線の維持・拡充、新規路線の開設を目指した誘致活動（エアポートセールス））や空港関連施設社会見学事業などの利用促進策・増収対策に取り組んでいく。

また、国有財産使用料、固定資産税の減免について当該団体と一体となって関係機関に要請していくとともに、県有財産使用料の減免について引き続き検討していく。

さらに、当該団体が自立・安定的な経営を目指し進めている「(仮称)仙台空港鉄道中長期ビジョン」の策定にあたって、助言及び指導等の支援を行っていく。